# 一般社団法人日本衛生検査所協会 支部運営細則

#### (総則)

第1条 一般社団法人日本衛生検査所協会の支部(以下「支部」という。)運営については、 支部規則及び支部事務処理規則に定めるもののほか、この細則の定めるところによる。

#### (幹事会等の開催)

- 第2条 幹事会は、通常幹事会及び臨時幹事会の2種とする。
- (1) 通常幹事会は、原則として、毎月1回開催する。
- (2) 臨時幹事会は、支部長が必要に応じて招集する。

#### (議事録)

- 第3条 前条の会議は議事録を作成し、議事録署名人が署名捺印する。同時に議事録写を 全員に送付する。
- 2 議事録は、「アルファオフィス・キャビネット」に速やかに登録する。
- 第4条 支部長は、支部の事業を推進するため、支部事務処理規則の的確な運営を計る。 各委員会は、その審議内容、決議事項について幹事会に報告し、幹事会の決議を得て執 行する。委員会は、必要に応じて設置し、(ア)総務広報委員会、(イ)学術委員会、(ウ) 支部運営委員会とする。
- 2 前項の委員会のほか、専門の事項を調査審議するため特に必要のある場合は、幹事会の承認を得て専門委員会を置くことができる。

### (支部構成会員)

- 第5条 その支部の所管区域内に衛生検査所を開設せず、営業所、出張所等を設置している場合、その施設の役職者1名を、支部構成会員とすることができる。
- 2 支部構成会員は、その支部の支部総会及び幹事会に出席して意見を述べることができる。ただし、表決に加わることはできない。

### (支部運営費)

- 第6条 支部特別会費(支部運営協力金)は必要に応じ、支部総会の決議により徴収することができる。
- 2 支部賛助会員から別に定める基準により、賛助会費を徴収し、研修会、勉強会等を開催することができる。

### (会計区分)

第7条 支部の会計区分は、一般会計と特別会計とし、特別会計は事業遂行上必要のある場合に設けるものとする。

# (旅費、交通費)

第8条 支部の役員又は委員に対する旅費の支給に関しては、支部旅費規定の定めるところによる。

# (本細則の改廃)

第9条 この細則は、理事会の決議によって改廃することができる。

# 附則

この細則は、平成 6年11月24日から適用する。

この改定は、平成25年 4月 1日から実施する。

この改定は、令和 4年 6月 1日から実施する。